

償却資産申告の手引

半田市

固定資産税には、土地、家屋、償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が賦課期日（毎年1月1日）現在の資産を所在する市町村に申告をすることになっています。つきましては、この手引を参考に、申告書を作成し、提出していただきますようお願いいたします。

1 申告が必要な方

1月1日（賦課期日）現在、半田市内に償却資産を所有している方

2 提出期限

令和6年1月31日（水）

※期限に余裕をもち、1月19日（金）頃までにご提出ください。

3 提出書類

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（不足する場合は、白紙明細書をコピーしてご使用ください）
- 特例・減免等のに関する書類（該当者のみ P.1 参照）

※申告書・種類別明細書の控えは送付いたしません。申告した資産内容を確認できるよう、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

※申告書の控え（受付印押印）の返送を希望される場合は、切手を貼った返送用封筒及び申告書の控え（申告書のコピー）を必ず同封してください。

※郵送提出の場合は、身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

4 提出先 半田市役所 総務部 税務課 家屋償却担当

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569 (84) 0621 (ダイヤルイン)

詳しくは、半田市ホームページ（償却資産に関すること）をご覧ください。

<https://www.city.handa.lg.jp/zemu/kurashi/zekin/koteshisan/shokyaku.html>

こちらでご確認いただけます → → →



◆◆提出方法◆◆

◎はじめて申告される方・・・1月1日現在で半田市に所有する全ての償却資産を申告してください。

①償却資産申告書（償却資産課税台帳） ②種類別明細書

◎前年度以前に申告された方・・・前年中に増加又は減少資産がなかった場合も提出してください。

①償却資産申告書（償却資産課税台帳） ②種類別明細書

※増加又は減少資産がある場合は、P.11、12の『記載例』を参考にご記入ください。

◎次の該当資産がある方（初年度のみ）

課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・固定資産税（償却資産）課税標準の

特例適用申告書※、事実を証明する書類

非課税該当資産を所有されている場合・・・・・・・非課税申告書※、事実を証明する書類

減免該当資産を所有されている場合・・・・・・・減免申請書※、事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・国税局長への承認通知書（写）

※様式は半田市のホームページを参考にしてください。（表紙下部 QRコード等参照）

◆◆償却資産 0 申告について◆◆

市内で事業を行っている方で、申告すべき資産がない方はこちらのQRコードから簡単に申告できます。ただし、資産の変動があった方は申告書の提出が必要です。



エルタックス

◆◆eLTAX（地方税ポータルシステム）◆◆

～償却資産は電子申告が可能です～

eLTAXとは・・・

地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。

ご利用にあたりパソコン等の準備や利用届出が必要となります。

詳細についてはエルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

☆インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告ができます。

☆複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。

（eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限りです。）

☆eLTAX利用のための専用ソフト「PCdesk」のほか、eLTAX対応の市販会計ソフトの利用もできます。

・エルタックスヘルプデスク

電話 0570-081459

03-5521-0019（上記の電話番号でつながらない場合。）

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）



◆◆申告時の注意◆◆

※個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要になります。（共有の場合は記載不要です。）

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①企業会計上簿外資産として取り扱われている資産
- ②減価償却が終わり残存価格のみ計上されている償却済資産や減価償却を行っていない資産
- ③建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分が事業の用に供されている資産
- ④遊休資産であっても維持管理が行われている資産
- ⑤未稼働資産（まだ稼働していないが、既に完成している資産）
- ⑥改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）

◆◆その他◆◆

※正当な事由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条及び半田市市税条例第 68 条の規定により過料を科せられること、また同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることになる場合がありますので、**期限までに必ず申告してください。**また、虚偽の申告をされますと、同法第 385 条の規定により懲役又は罰金に処せられます。

※申告内容の修正や申告漏れ等がある場合、同法第 17 条の 5 の規定により**最大 5 年間遡及して課税更正を行います。**

※申告内容の確認のために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出のお願いや、**実地調査に伺うことがありますので、その際にご協力をお願いします。**

I. 償却資産のあらまし

償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

（地方税法第 341 条第 1 項第 4 号）

種類別の主な償却資産は以下のとおりです。

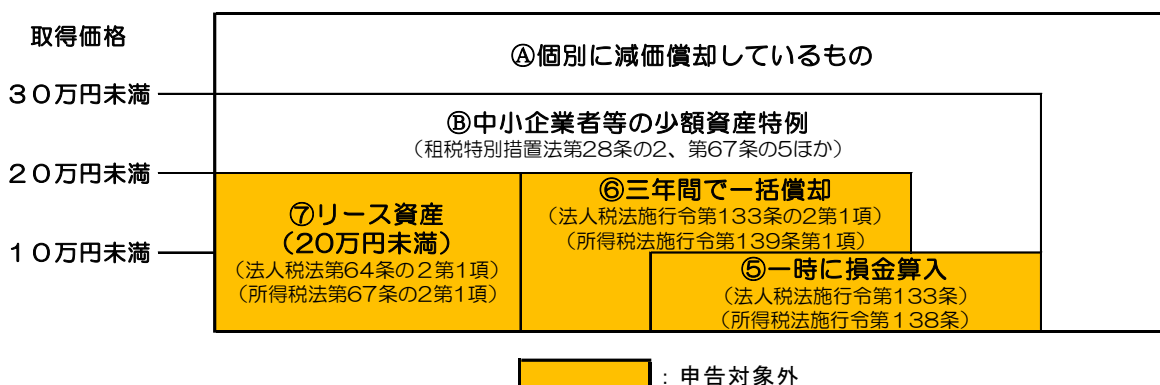
資産の種類	主な償却資産
(1) 構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板、コンテナハウス等
(2) 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、ソーラーパネル等
(3) 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
(4) 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
(5) 車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等
(6) 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立等

次の資産は申告の対象にはなりません。

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- ②棚卸資産（商品、貯蔵品）及び繰延資産
- ③書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象）
- ④生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象）
- ⑤耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されるもの）
- ⑥取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括して均等償却しているもの
- ⑦法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

なお以下のものについては、課税の対象となるため、申告が必要です。

- ④取得価格にかかわらず個別に減価償却しているもの
- ⑥租税特別措置法を適用して損金に算入したもの



償却資産の業種別具体例と主な耐用年数

償却資産の業種別具体例と主な耐用年数は以下のとおりです。

業種	主な償却資産の内容
事務系	タイムレコーダー（5）、応接セット（8）、ファクシミリ（5）、コピー（5）、パソコン（4）、サーバー（6）
喫茶・飲食店	看板（10）、食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、レジスター（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、エアコン（6）
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）
医業	レントゲン機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療ユニット（7）、調剤機器（6）
アパート・貸家経営	アスファルト路面（10）、フェンス（10）、自転車置場（7） 植栽・花壇（20）、ソーラーパネル（建材型以外）（17）

（ ）内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数（参考）です。

詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご覧ください。

建築設備における家屋と償却資産の区分

「基本的な考え方」

◎ **家屋として固定資産税等が課税されている資産については償却資産の申告は不要です。**

◎ 家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものなどは償却資産の対象になります。

「家屋と償却資産の主な区分」

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤等）	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備（照明、配線、配管）	屋内の照明設備（照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線、配管
	インターホン設備	集合玄関機（H26.1.1 以前のもの）	配管、配線等、集合玄関機（H26.1.2 以後のもの）、ドアホン
	拡声装置	スピーカー	配管、配線等
	工業用テレビ配線設備	カメラ、テレビ	配線、ボックス等
	テレビジョン共同聴視設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式（アンテナ等）
	受変電設備	電気設備一式	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	電灯コンセント配線設備		電灯、分電盤、配管、配線等
	呼出信号設備		信号盤、押ボタン盤、配管等
衛生設備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産又は業務用給水設備	屋内の給水設備（配管、屋内受水タンク等）
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用排水設備	屋内の排水設備（配管、バルブ、ポンプ等）
	ガス供給設備	屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカラン等
	浄化槽設備	設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）	設備一式（家屋と一体）
	衛生器具設備		屋内器具設備（便器、洗面化粧台、ユニットバス等）
空調設備	中央熱源冷房設備 床暖房設備 換気設備	ルームエアコンディショナー	中央空調設備一式（冷凍機、ボイラー、配管、空調機等）、個別空調機設備一式（循環ポンプ、配管、換気扇等）

防災設備	消火設備 消火栓設備 ドレンチャー設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 スプリンクラー設備	消火器、ホース、ノズルガスボンベ等	消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓、ポンプ、配管、バルブ、ヘッド等、ノズル、サイレン、押ボタン、原液タンク等
	火災報知設備		設備一式（受信機、副受信機、感知器等）
運搬設備	気送管設備 ベルトコンベアー設備 エレベーター設備 ダムウェーター設備 エスカレーター設備	気送子、搬送個（病院のカルテ運搬用） 工場等のベルトコンベアー設備一式	気送管設備一式、 業務用ベルトコンベアー設備、 エレベーター設備一式、ダムウェーター設備一式、エスカレーター設備一式
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ（家屋と構造上一体となっていないもの）	窓ふき用ゴンドラ（家屋と一体）

賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産

※家屋は別途課税されます。

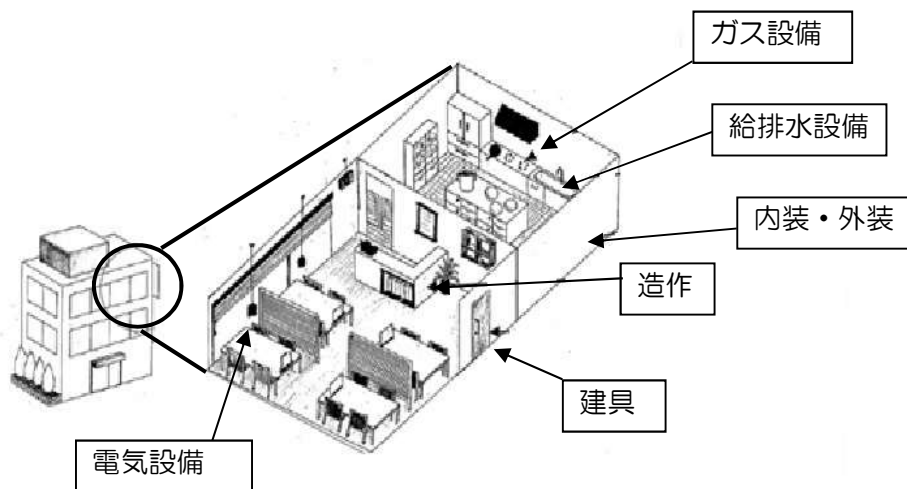
貸出用アパートに付帯する以下の設備等は、課税対象となるため、申告の対象となります。



- は申告の対象となります。
- () 内は耐用年数です。

テナントが家屋に取り付けた附帯設備（特定附帯設備）について

設備等といった附帯設備を家屋所有者以外の方（テナント等）がその事業の用に供するために取り付け、当該部分が家屋に付合した場合、償却資産とみなされ申告の対象となります。（地方税法第 343 条第 10 項）



事業用物置について

事業用に設置した物置であって家屋の固定資産税が課税されないものは償却資産の申告対象になります。

申告が必要な例	申告が不要な例
地面と固定していないもの、アンカーボルトを使用しているが物置と地面は直接固定していないもの等	基礎工事を施したもの、物置と地面をアンカーボルトによって直接固定しているもの等

※上記の償却資産の申告が不要な例に該当するような物置で、家屋の固定資産税が課税されていないものがある場合はご連絡ください。

ソーラーパネル（太陽光発電設備）の設置について

下記に該当する太陽光発電設備は、事業の用に供する資産として固定資産税（償却資産）の課税対象となるため、申告の対象となります。

設置区分	太陽光発電設備（ソーラーパネル）
個人 （住宅用）	家屋の屋根などに、太陽光発電設備（発電出力量にかかわらず）を設置して発電量の全量または余剰を売買する場合は、事業用資産となるため課税の対象となります。
個人 （事業用）	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、課税の対象となります。
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、課税の対象となります。

※屋根等に設置するソーラーパネルについても、建材型のものでなければ申告の対象となります。

リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行なっている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は下記のとおりです。

○ = 申告必要 × = 申告不要

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産	×	○
売買にあたるようなリース資産	○	×

大型特殊自動車について

道路運送車両法施行規則第 2 条別表第 1 で定められている大型特殊自動車は償却資産の申告対象になります。大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合、ナンバープレートの分類番号は以下のとおりになります。

分類番号	ナンバープレート例	種類	例
0 00～09 000～099		建設機械に該当するもの（自走式作業用機械設備等）	小型特殊自動車※以外のショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、ホイール・クレーン、フォークリフト、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等
9 90～99 900～999		建設機械以外のもの	

※小型特殊自動車は上記の例の様な自動車で長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下、最高速度時速 15km 以下のすべての条件を満たすもの、農作業用は最高時速 35km 未満のものになります。

国税の取扱いとの比較

国税の取扱いと固定資産税（償却資産）の取扱いとの比較は以下のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
減価償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	実質的に旧定率法のみ	定率法・定額法等の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月賦償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 5%	備忘価額（1円）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められません	認められます
リース資産（平成 20 年 4 月 1 日以後契約分）	所有者（ほとんどの場合は貸主）が申告	借主が減価償却
信託資産	所有者（ほとんどの場合は受託者）が申告	原則として受益者が減価償却
共有資産	持分を合算して、共有名義で申告	持分それぞれを減価償却

II. 評価と課税について

納税義務者

賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

償却資産の評価方法

申告していただいた資産について、取得年月・取得価額・耐用年数をもとに、取得後の経過年数による価値の減少（減価）を考慮して評価します。ただし、評価額の最低限度額は取得価額の 5%で、その額からは減価しません。（詳しくは P.10 を参照してください。）

税額

税 額 = 課税標準額 × 1.4%

（例えば課税標準額が 200 万円の場合、年税額は $2,000,000 \text{ 円} \times 1.4\% = \underline{28,000 \text{ 円}}$ です。）

※税額は 100 円未満切捨て

課税標準額

賦課期日現在における全資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例が適用される資産がある場合、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

※課税標準額は 1000 円未満切捨て

免税点

課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。ただし、**150 万円未満であっても償却資産を所有していれば申告は必要です。**

納期

納税通知書は 4 月上旬に発送します。納期は第 1 期（4 月）、第 2 期（7 月）、第 3 期（12 月）、第 4 期（翌年 2 月）です。**納付は、便利な口座振替をご利用ください。（下記 QR コード参照）**なお、第 1 期から口座振替をご希望の場合は、2 月末までのお手続きが必要です。



非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条の規定により非課税となるものがあります。該当する資産を新たに取得された場合は、**非課税申告書および事実を証明する書類を添付してください。**

課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。新たに適用となる資産については[特例適用申告書および事実を証明する書類を添付してください](#)。

特例適用申告書：半田市の様式のもので、半田市ホームページ（表紙下部 QR コード等参照）よりダウンロードしてご利用ください。

主な特例

資産	適用条項	関係法令	取得時期	適用期間	特例割合
内航船舶	地方税法 第 349 条の 3 第 5 項			期限なし	1/2
再生可能エネルギー発電設備 ※規模等により対象とならない設備があります。	法附則第 15 条 第 25 項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法	H30.4.1～ R6.3.31	新設後 3 年度分	太陽光 5/6 又は 11/12 (わがまち)
					バイオマスほか 1/2 又は 2/3 (わがまち)
					特定風力 2/3 又は 3/4 (わがまち)
中小企業者等が 取得した生産性 向上設備	旧法附則第 64 条	中小企業等経営強化法	R3.4.1～ R5.3.31	新設後 3 年度分	零 (わがまち)
	法附則第 15 条 第 45 項		R5.4.1～ R7.3.31	新設後 3 年度分※	1/2 又は 1/3※
汚水又は廃液の 処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法	H30.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/3 (わがまち)
ごみ処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 2 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H14.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2
一般廃棄物 最終処分場	法附則第 15 条 第 2 項第 3 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H28.4.1～ R6.3.31	期限なし	2/3
産業廃棄物 処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 4 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H30.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2 又は 1/3
汚水の除害 施設	法附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法	H24.4.1～ R6.3.31	期限なし	3/4 (わがまち)

◎税法改正により、取得年月によって、特例資産、適用期間、範囲等が変更になることがあります。

◎上記以外の特例は、別途関係法令をご確認下さい。

※賃上げの表明がある場合、令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産に関しては、適用期間が 5 年間、特例割合が 1/3 になり、令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産に関して、適用期間が 4 年間、特例割合が 1/3 になります。

評価額の計算

評価額の計算は以下のとおりです。

※ r は、耐用年数に応ずる減価率

前年中に取得した資産の評価額	取得価額 × (1 - r / 2)
前年前に取得した資産の評価額	前年度評価額 × (1 - r) (下表の「減価残存率表」参照)

減価残存率表

耐用年数に対応する減価率等は以下のとおりです。

耐用年数	減価率 r	前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r	耐用年数	減価率 r	前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	50	0.045	0.977	0.955

評価額の計算例

取得価額 300,000 円のサインポール（耐用年数 3 年）を購入した場合

◎減価残存率 1 年目 : 0.732 2 年目以降 : 0.464

1 年目 300,000 × 0.732 = 219,600

2 年目 219,600 × 0.464 ≒ 101,894

3 年目 101,894 × 0.464 ≒ 47,279

4 年目 47,279 × 0.464 ≒ 21,937

5 年目 21,937 × 0.464 ≒ 10,179 (評価額は 15,000 円とします)

償却資産の評価額は、取得価額の 5% を最低限度とします。よって、5 年目の評価額は、10,179 円ではなく、300,000 円 × 5% = 15,000 円となります。このように評価額は、耐用年数（この計算例では 3 年）を過ぎても、取得価額の 5% 分に相当する額に到達するまでの間は減価していきます。到達後（この計算例では 5 年目以降）の評価額は、取得価額 × 5% 分が評価額になります。

**(1) 償却資産申告書
(償却資産課税台帳)
の記載例**

住所・氏名
●初めて申告される方：住所等を正確に記入してください。
●2回目以降の方：初回申告時の住所・氏名が印字してあります。**変更がある場合は訂正してください。**

個人番号又は法人番号
●マイナンバー制度により、通知された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を、**右づめで**記入してください。

前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
前年までに申告された資産の取得価額の合計です。 ※2回目以降の方は印字してあります。	前年中に減少した資産の取得価額の合計を 資産の種類別 に記入してください。	●初めて申告される方 ⇒申告する資産の取得価額の合計を 資産の種類別 に記入してください。 ●2回目以降の方 ⇒前年中に取得した資産の取得価額の合計を 資産の種類別 に記入してください。

令和 年 月 日
半田市長 殿

令和 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード 1 2 3 4 5 6 7 8

1 住所 半田市東洋町2丁目1番地 (電話 0569-21-3111)

2 氏名 半田市電機 株式会社 代表取締役 半田 太郎

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 家電販売 (資本等の金額) 15 百万円

5 事業開始年月 昭和 46年 8月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 半田 花子 (電話 21-3111)

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認 有 (無)

9 増加償却の届出 有 (無)

10 非課税該当資産 有 (無)

11 課税標準の特例 有 (無)

12 特別償却又は圧縮記帳 有 (無)

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有 (無)

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	6 798 900	150 000	826 800	7 475 700
7 合計	6 798 900	150 000	826 800	7 475 700

15 半田市における事業所等資産の所在地

1 東洋町2-1

2

3

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 半田市リース (株)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付資料等)
該当する項目に○をつけてください。
①資産の増減(あり・なし)
②該当資産なし
③廃業・解散・転出等(年 月 日)

第26号様式記載要領
「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

資産の種類 評価額 (ホ) ※決定価格 (ヘ) ※課税標準額 (ト)

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

7 合計

所有者コード
独自の申告書を使用される場合は、送付した申告書に印字してある所有者コードを転記してください。
※(個人番号)マイナンバーではありません。

8 短縮耐用年数の承認 ~ 14 青色申告まで
該当する方を○で囲んでください。

半田市における事業所等資産の所在地
半田市内の資産所在地を記入してください。2箇所以上の事業所等の資産所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産
該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には貸主の名称を記入してください。

備考

- ◎前年中に資産の異動がなかった場合
- ①資産の増減(あり・なし)のなしに○をつけてください。
- ◎申告する資産がない場合
- ②該当資産なしに○をつけてください。
- ◎廃業、解散、転出等をした場合
- ③廃業、解散、転出等に○をつけてください。また、その年月日を記入してください。
- ◎住所、氏名等に異動があった場合には、異動年月日、旧住所、氏名等を記入してください。
- ◎非課税、特例該当資産は、その適用条項を記入してください。
- ◎送付先を変更・指定等したいときは、その住所を記入してください。
- ◎その他、伝達事項がある場合は、記入してください。

半田市のシステムで計算しますので、ここは記入する必要ありません。
ただし、電算処理による全資産申告をする場合は、必ずご記入ください。

Ⅱ. 償却資産申告書・種類別明細書の記載例

**(2) 種類別明細書
(増加資産・全資産用)
の記載例**

資産の種類

資産の種類ごとに番号を記入してください。

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

資産の名称等

資産の名称等を漢字、ひらがな、カタカナ、算用数字、アルファベットを用いて記入してください。

数量

右詰めで記入してください。

取得年月

年号はアルファベットで記入してください。昭和・・・「S」 平成・・・「H」 令和・・・「R」

取得年月とは、原則、所有権を取得した日を指します。ただし、償却資産の種類、機能、企業の形態、内容等によっては、事業の用に供することができる状態になった時期をいいます。(例：監督官庁の許認可を必要とする場合 → 当該許認可があった日)

取得価格(イ)

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、運賃、荷役費、保険料、据付費等が含まれます。なお、圧縮帳簿については認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

耐用年数

該当する年数を右詰めで記入してください。P. 3をご参照ください。

※所有者コード		令和 年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)		所有者名		1枚のうち						
1 2 3 4 5 6 7 8						半田市電機 株式会社		1 枚目						
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ)取得価額	(ロ)耐用年数	(ハ)減価残存率	(ニ)価額	※課税標準の特例	※課税標準額	増減事由	摘要
					年	月								
01	6	1	冷蔵庫	1	S	48 2	3797160	6					1・2	
02	6	2	イス テーブル	1	S	48 2	1738440	5					1・2	
03	6	3	電子レンジ	1	S	46 8	158500	6					1・2	
04	6	4	ガスレンジ	1	S	52 11	346800	6					1・2	
05	6	5	冷凍庫	1	S	53 12	138800	6					1・2	
06	6	6	クーラー	2	S	50 4	620000	6					1・2	
07	6	7	アンドン	1	R	2 2	150000	10					1・2	
08	6		コピー機	1	R	5 8	480000	5					1・2	
09	6		ファックス	1	H	23 9	346800	5					1・2	
10													3・4	
11													1・2	
12													3・4	
13													1・2	
14													3・4	
15													1・2	
16													3・4	
17													1・2	
18													3・4	
19													1・2	
20													3・4	
小 計													1・2	

半田市のシステムで計算しますので、
ここは記入する必要ありません。
ただし、電算処理による全資産申告を
する場合は、必ずご記入ください。
(右記をご参照ください)

前年中に減少した資産及び前年以前に無くなっている資産は、
印字してある該当資産を横線で抹消してください。
※半田市では、減少資産用の種類別明細書を使用しておりません。

前年中に取得した資産
及び前年度までに申告もれの資産を記入してください。

減価残存率(ロ)、価額(ハ)
電算処理による全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る額を記入してください。
課税標準の特例、課税標準額
電算処理による全資産申告を行う場合は、特例率を記入してください。
なお、特例の適用を受ける資産については、決定価格に特例率を乗じた額を課税標準額にしてください。

増加資産の場合
該当するものを○で囲んでください。
1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動受入
4. その他
減少資産の場合
該当するものを○で囲んでください。
1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他

摘要
次のような事項があれば記入してください。
(1) 課税標準額の特例、非課税がある場合は、その旨の表示と適用条項
例：非課税(地方税法第〇条)
(2) 他市町村からの移管・移設
例：〇〇市から移管
(3) 前年取得の資産で、記載漏れの場合
(4) 前年以前の増減
(5) その他、各資産の評価に必要な事項

第一十八号様式別表(提出用) 注意 「減少事由」 1 売却 2 滅失 3 移動受入 4 その他(いずれかに○印をつけてください)

◆◇ Q & A ◇◆

(Q) 償却資産の取得価額を算定する場合、消費税については、どのように取り扱えばいいですか？

(A) 税務会計上で採用している経理方式によることになります。

法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込方式を採用している場合は消費税を含んだ金額で申告していただくことになります。

(Q) 経理上、「建物」の中に簡易な倉庫、プレハブ事務所が計上してあります。申告しなければなりませんか？

(A) **基礎・屋根があり、3方向以上壁で囲まれている建物は「家屋」として固定資産税の課税対象となりますので、申告の必要はありません。**基礎のない建物や、建物の基礎がブロックの単体や木杭等による簡易な倉庫、プレハブ事務所等は償却資産として申告する必要があります。

(Q) フォークリフトなどの大型特殊自動車は、償却資産として申告をする必要がありますか？

(A) 申告する必要があります。

自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車については、二重課税を避ける趣旨で固定資産税（償却資産）の課税客体から除くこととされています。

大型特殊自動車については、その用途の特殊性等から自動車税の課税対象とならないため、二重課税とはならず、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。（詳しくは P.7 を参照してください）

(Q) 年度途中で廃業した場合、廃業した年の課税はどのようになりますか？

(A) 賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産（課税標準額の合計が150万円以上）に対し、賦課期日と同年の4月1日から始まる年度分の固定資産税を納税していただきます。そのため、年度途中で廃業された場合でも、1年分は納税していただくことになります。廃業の申告をした年度分から課税対象ではなくなり、償却資産分の納税義務もなくなります。

(Q) 申告の参考とするため、昨年度の申告書を確認したいです。写しはどのように入手したらよいですか？

(A) 税務課窓口にて、1名義当たり、100円で写しを交付します。

個人事業主の場合は、右ページ記載の身元確認書類を、法人の場合は、会社から来庁する方への委任状と来庁する方の身元確認書類を持参してください。また、ご提出の際に控えが必要となる場合は、1枚当たりコピー代10円いただきますので、ご提出前に写しを取っておくことをお勧めします。

本人確認について

個人番号を記載した申請書をご提示いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（身元確認書類及び番号確認書類）を実施いたします。下記の身元確認書類及び番号確認書類（コピー可）をそれぞれ添付（窓口で提出の場合は提示）してください。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 <p style="text-align: right;">の中から 1 点</p> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・敬老手帳 ・社員証 ・学生証等 <p style="text-align: right;">の中から 2 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <p style="text-align: center;">の中から 1 点（代理人のもの）</p> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書、 ・特別児童扶養手当証書、 ・敬老手帳、 ・社員証、 ・学生証等 <p style="text-align: center;">の中から 2 点（代理人のもの）</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>委任状、 法定代理人であることを証する書類</p>	<p>税務代理 権限証書 + 税理士証票 (税理士事務所の職員の場合は、 税理士証票の写し)</p>
番号確認書類 (本人のもの)	<p>マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し (本人以外の方が提出する場合は写し)</p>		

郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

電子申告の場合は、電子証明書の他、番号確認書類（PDF）を添付してください。

法人に係る申告の場合、身元確認書類及び番号確認書類の提出は不要です。